

新旧対照表

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第89号）新旧対照表	
改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(病院の人員の基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士又は管理栄養士</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>(病院の施設の基準)</p> <p>第6条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とし、規則で定める構造設備を有するものとする。</p> <p>(1) 消毒施設及び洗濯施設（<u>法第15条の3第2項</u>の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第7条の2第4項、第18条並びに第21条第1項及び第2項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定めるものとする。</p> <p>(病院の人員の基準)</p> <p>第5条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次に掲げる従業者の区分に応じ、規則で定める。</p> <p>(1) 薬剤師</p> <p>(2) 看護師及び准看護師</p> <p>(3) 看護補助者</p> <p>(4) 栄養士_____</p> <p>(5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者</p> <p>(6) 理学療法士及び作業療法士</p> <p>(病院の施設の基準)</p> <p>第6条 法第21条第1項第12号の条例で定める施設は、次に掲げる施設とし、規則で定める構造設備を有するものとする。</p> <p>(1) 消毒施設及び洗濯施設（<u>法第15条の2</u> _____の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）</p> <p>(2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。）</p> <p>(3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。）</p> <p>(4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。）</p>